



平成 2 9 年 第 2 回
本別町議会臨時会会議録

自 平成 2 9 年 4 月 2 6 日
至 平成 2 9 年 4 月 2 6 日

本 別 町 議 会

平成29年本別町議会第2回臨時会会議録(第1号)

平成29年4月26日(水曜日) 午前10時00分開会

議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第33号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第2回)について
日程第 5	議案第34号	本別町税条例の一部改正について
日程第 6	議案第35号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第36号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第37号	勇足小学校大規模改修工事請負契約について

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第33号	平成29年度本別町一般会計補正予算(第2回)について
日程第 5	議案第34号	本別町税条例の一部改正について
日程第 6	議案第35号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第36号	本別町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第37号	勇足小学校大規模改修工事請負契約について

出席議員(11名)

議長	12番	方川一郎君	1番	矢部隆之君
	2番	藤田直美君	3番	篠原義彦君
	4番	大住啓一君	5番	山西二三夫君
	6番	黒山久男君	7番	小笠原良美君
	8番	方川英一君	9番	高橋利勝君
	10番	阿保静夫君		

欠席議員(1名)

副議長	11番	林武君
-----	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	君	副町長	砂原勝	君
会計管理者		毛利俊夫	君	総務課長	大和田収	君
住民課長		千葉輝男	君	建設水道課長	大槻康有	君
老人ホーム所長		井戸川一美	君	国保病院事務長	藤野和幸	君
総務課長補佐		三品正哉	君	教育長	中野博文	君
教育次長		佐々木基裕	君	代表監査委員	畑山一洋	君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹	君	総務担当副主査	塚谷直人	君
------	------	---	---------	------	---

開会宣告（午前10時00分）

開会宣告

議長（方川一郎君） ただいまから、平成29年第2回本別町議会臨時会を開会します。

開議宣告

議長（方川一郎君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（方川一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫君、山西二三夫君、及び矢部隆之君を指名します。

日程第2 会期決定の件

議長（方川一郎君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（方川一郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告第7号平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、報告を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 報告第7号専決処分報告。

平成28年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第9回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では、第1款資本的収入第7項寄付金を10万円増額補正し、資本的収入の総額を8,529万3,000円とするものであります。内容は、本別町新町 番地 にお住まいの、様から10万円の寄付金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出第3項投資を10万円増額補正し、資本的支出の総額は1

億1,230万円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第8号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

大槻建設水道課長。

建設水道課長（大槻康有君） 報告第8号公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、御説明申し上げます。

本事故は、除雪作業中における除雪車の事故であります。

平成28年12月23日午前6時00分頃、公用車両、除雪トラック、帯広

が、中川郡本別町栄町77番地地先、栄町14号道路上において、除雪作業中、除雪プラウの接触により電柱を破損したものです。

事故後直ちに北海道電力株式会社により電柱の応急処置を行い、この度電柱の補修工事を完了したことなどから、4月11日に示談が成立しましたので、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額を定めたことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

なお、報告につきましては、和解の相手方、和解の要旨のみ報告をさせていただきます。

1、和解の相手であります、住所は帯広市西5条南7丁目2番地、氏名は北海道電力株式会社、氏であります。

2、和解の要旨につきましては、本件の事故にかかる損害賠償額を一金30万7,616円と定め、本別町が北海道電力株式会社に対し、支払うものとする内容でございます。

なお、この損害賠償額につきましては全額町村有自動車損害共済金により賄われております。

今後はこのような事故を起こさないよう、より一層交通安全の意識を高め、安全運行を励行してまいりたいと思います。

以上、報告第8号の専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みとします。

報告第9号平成29年度本別町一般会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 報告第9号専決処分報告。

平成29年度本別町一般会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

今回の補正は、ただ今報告いたしました公用車両の交通事故に起因する損害賠償金であ

ります。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億8,447万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお願いいたします。

2、歳出であります。8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費22節補償補填及び賠償金30万8,000円の補正は、電柱修繕費を損害賠償金として支払うものであります。

上段の歳入の19款諸収入5項1目7節雑入30万8,000円は、この費用の全額が町村有自動車損害共済金で賄われるため計上いたしました。

以上、簡単であります。専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

報告第10号平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

老人ホーム所長（井戸川一美君） 報告第10号専決処分報告。

平成29年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,557万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により御説明させていただきます。3ページ、4ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目寄付金1節指定寄付金10万円の補正は、本別町新町 番地 にお住まいの 様からの10万円の寄付をいただいております。

歳出でございますが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費のうち、寄付者の意向によりまして、18節備品購入費施設等備品といたしまして長時間座位保持、座ることを保つことが難しい利用者が増加傾向にありますことから、リクライニング車椅子1台の購入にあてるものであります。

以上、専決処分報告とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

報告第11号平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について報告を求めます。

藤野病院事務長。

病院事務長（藤野和幸君） 報告第11号専決処分報告。

平成29年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では第1款資本的収入第7項寄付金を15万円増額補正し、資本的収入の総額を1億6,394万2,000円とするものであります。

内容は、本別町北7丁目〇番地 〇〇〇様から10万円、本別町内にお住まいの匿名の方から5万円の寄付を受け入れたものでございます。

支出では、第1款資本的支出第3項投資を15万円増額補正し、資本的支出の総額は1億9,389万9,000円となりますが、寄付者の意向により医療施設等整備基金に積み立てることといたしました。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

議長（方川一郎君） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成29年2月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第33号

議長（方川一郎君） 日程第4 議案第33号平成29年度本別町一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第33号平成29年度本別町一般会計補正予算（第2回）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,597万3,000円とする内容であります。

3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入であります。16款1項1目寄付金1節総務費寄付金1千万円の増額補正は、

本別町にお住まいの匿名の方からの、個性あるふるさとづくり寄付金として、次の4節教育費寄付金150万円の増額補正は、学校教育振興物品購入寄付金として、本別町弥生町にお住まいの 様からの指定寄付金でございます。

次の歳出であります。2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金1千万円は、寄付者の意向により、基金への積み立てにあててのものでございます。

次の10款教育費3項中学校費2目教育振興費18節備品購入費150万円は、寄付者の意向により本別中学校備品として、電子黒板70型、教師用タブレットパソコンを購入するものであります。詳しい内容につきましては、予算説明資料の1ページに添付しておりますので、後ほど御参照していただきたいと存じます。

以上、平成29年度本別町一般会計補正予算(第2回)の提案説明にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長(方川一郎君) これから質疑を行います。

質疑は、歳入、歳出一括とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号平成29年度本別町一般会計補正予算(第2回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号平成29年度本別町一般会計補正予算(第2回)については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号

議長(方川一郎君) 日程第5 議案第34号本別町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長(千葉輝男君) 議案第34号本別町税条例の一部改正につきまして提案内容

の御説明を申し上げます。

はじめに、改正の概要について御説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うものでございます。

改正文の1行目の第33条第4項中の部分から、次のページの上から7行目の第34条の9第1項中までの改正につきましては、個人住民税配当割の課税標準であります特定配当等のうち、特定上場株式等については所得税、個人住民税ともに総合課税か源泉徴収のみで申告を不要にするか、申告分離課税のいずれかを選択できることとなっておりますが、所得税の確定申告書が提出している場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、個人住民税の申告書をもとに課税できること等を明確化するための改正でございます。また、株式等譲渡所得割につきましては総合課税は選択できませんが、源泉分離課税又は申告分離課税を選択できることとなっております。個人住民税の取り扱いにつきましては先ほど御説明申し上げた部分と同様の扱いができる改正となっております。

次に、上から8行目の第48条の改正につきましては、法人町民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る文言の整備でございます。

次に、15行目の第50条の改正は、法人町民税に係る不足税額の納付の手続き等についての規定の整備でございます。

下から7行目の第61条の次に第61条の2を加えた部分につきましては、保育の受け皿整備促進のため、児童福祉法で定められております家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業、事業内保育事業の認可を得た者が事業の用に供する家屋、償却資産の課税標準の特例について定めたもので、その割合を2分の1と定めたものでございます。なお、本町におきましては、これら事業者の該当はございません。

一番下の行の第63条の2から次ページの13行目までの第63条関係の改正につきましては、これも本町では該当はありませんけれども、高さが60メートルを超える建築物、タワーマンションと呼ばれるところの固定資産税についての改正でございます。

次に、14行目の第74条の2の改正につきましては、現在、災害支援措置として被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地に係る特例措置として、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった土地について、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても震災等の発生後2年度分、住宅用地として適用される特例措置が取られておりましたが、今回の改正ではこれを4年度分に拡充する改正を行ったものです。

続きまして、中ほどの行中、附則第5条第1項の改正は控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備、附則第8条第1項の改正は肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例を平成33年度まで3年間延長するものでございます。

次のページの1行目、附則第10条の3第2項の改正規定中、新たに加えられました9項、10項につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定したものでございます。

次のページの上から6行目、附則第16条第3項の改正は軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を平成30年度まで2年間延長するものでございます。

下から8行目、附則第16条の2の改正につきましては軽自動車税の賦課徴収の特例について規定したものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用されますが、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例については本条例の公布の日から、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備については平成31年1月1日から施行されることとなります。

以上で改正案の概要説明とさせていただきます。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) ただいま藤田直美君から説明を省略することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号本別町税条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号本別町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第35号

議長（方川一郎君） 日程第6 議案第35号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案第35号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。

今回の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正によりまして条例の改正が必要となったため提案するものでございます。

改正の内容は、固定資産税の課税の特例を受けることが出来る事業内容について、情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売事業を新たに加え、本制度を2年間延長するものでございます。

それでは、改正文を朗読して説明にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売事業」に改める。

附則第4項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

以上で、提案とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号

議長（方川一郎君） 日程第7 議案第36号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） 議案36号本別町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の改正を受けて行うもので、改正の内容は均等割、平等割の軽減判定所得の引き上げによる対象世帯等の拡大となっております。

5割軽減の判定所得につきましては、現行が33万円プラス被保険者1人につき26万円5,000円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、これを270,000円に5,000円引き上げるものでございます。

また、2割軽減の判定所得につきましては、現行が33万円プラス被保険者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、これを49万円とし1万円引き上げるものでございます。

今回の改正による影響額につきましては、現行の課税分に置き換えての試算となりますが、5割軽減分が基礎分、後期高齢者支援分の均等割、平等割合わせて4世帯で10万7,500円、2割軽減分は介護分も含めまして8世帯で5万9,100円となります。

それでは、改正文の朗読により提案説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険税条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附則中第10項を12項とし、第13項を第10項とし、第11項を第13項とし、第14項を第11項とする。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の本別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税について

は、なお従前の例による。

以上で、提案の御説明とさせていただきます。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

阿保静夫君。

10番（阿保静夫君） 今回の5割、2割、それぞれ4世帯、8世帯の軽減のところの、軽減する額が上がるのか、負担する額が上がるのか、そこだけお願いします。

議長（方川一郎君） 千葉住民課長。

住民課長（千葉輝男君） ある一定の所得までの方については、5割軽減、2割軽減しますよという規定がありまして、今回はその軽減判定をする所得の基準を引き上げたので、対象世帯がふえてくるというような形になります。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号本別町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号本別町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号

議長（方川一郎君） 日程第8 議案第37号勇足小学校大規模改修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 議案第37号勇足小学校大規模改修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

勇足小学校大規模改修工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるも

のでございます。

契約の目的は、勇足小学校大規模改修工事で、工事内容は、昭和55年に建設された校舎、昭和56年に建設されました体育館の老朽化に対応するため、大規模改修をするものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成29年3月16日に開催し、指名業者は、塚林鹿島経常建設共同企業体、藤原山中経常建設共同企業体、北原稲田経常建設共同企業体、木村富士経常建設共同企業体、外田楠茂経常建設共同企業体、野田後藤経常建設共同企業体、中前山本経常建設共同企業体の7者を選考いたしました。

平成29年3月23日に指名通知を行い、平成29年4月14日に入札を執行しております。

契約金額は、2億5,380万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は塚林鹿島経常建設共同企業体、代表者、中川郡本別町北8丁目1番地2、株式会社塚林建設、代表取締役、

構成員、中川郡本別町南2丁目7番地16、株式会社鹿島組、代表取締役、で
ございます。

仮契約は、平成29年4月14日に行っております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は平成30年1月31日でございます。

以上、議案第37号勇足小学校大規模改修工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

議長（方川一郎君） これから質疑を行います。

大住啓一君。

4番（大住啓一君） 1点確認させていただきます。

指名業者7社の企業体7社、入札回数1回、この結果によって、入札率はいくらかお知らせいただきたい。

議長（方川一郎君） 大和田総務課長。

総務課長（大和田収君） 落札率でございますけども、97.6パーセントでございます。以上です。

議長（方川一郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（方川一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号勇足小学校大規模改修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(方川一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号勇足小学校大規模改修工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長(方川一郎君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

散会宣告(午前10時36分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 9 年 4 月 2 6 日

議 長 方 川 一 郎

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 矢 部 隆 之